

Business Certificate news

December 21, 2010

改訂版

§§§ INCOTERMS 2010 発効に伴う重要影響点について §§§

INCOTERMS（国際商業会議所(ICC)制定の貿易取引条件規則）2010 が来年1月に発効します。FAS/FOB/CFR/CIF の適用規制（勧告）が明文化されており、適正に対応されない場合、輸出者に不利益が生じる事があります。以下、重要な影響点をまとめましたので、内容をよくご理解頂き、今後の輸出契約締結の参考にしてください（11条件の内容は次頁参照）。

1) INCOTERMS 2000 からの主たる変更点：

- ① 取引条件の減少（DAF/DES/DEQ/DDU の廃止と DAT/DAP の新規導入で合計 11 に）
- ② 輸送手段に関係なく使用できる 7 条件（EXW/FCA/CPT/CIP/DAT/DAP/DDP）と船舶輸送のみに使用されるべき 4 条件（FAS/FOB/CFR/CIF）の明文化。
（但し FAS/FOB/CFR/CIF は船舶用コンテナ貨物には使用すべきでないとの注意喚起あり）

2) 輸出者への重要影響点：

上記①の 2 条件は使用頻度が少なく、影響は主として上記②に関連した下記の点。

① 航空貨物には FOB/CFR/CIF の代わりに FCA/CPT/CIP を使うべきとの ICC 指摘について：

FOB/CFR/CIF： 売手から買手への引渡し/危険移転地点が船上（FAS は船側）のため輸出地事故の場合、危険移転地点に関し契約先ともめる可能性あり。

FCA/CPT/CIP： 引渡し/危険移転地点は FCA では買手（CPT/CIP では売手） 指名の運送業者（等）の指定場所（輸出地）であり、航空貨物には航空機/船舶等輸送手段に関係なく使えるこれらがベター。

※ 11/18 発行分より斜線部「FCA では買手（CPT/CIP では売手）」を追記しました。

② 船舶用コンテナ貨物にも FOB/CFR/CIF の代わりに FCA/CPT/CIP を使うべきとの ICC 指摘について：

FOB/CFR/CIF 契約の場合、コンテナを輸送業者のターミナル等に搬入後、船舶に積みこむまで（FAS の場合は船側まで）の間に発生した事故の危険は売手が負担。コンテナ貨物には通常この危険が伴うので、これを回避するには、FCA/CPT/CIP 契約とすべき。（1995 年の阪神淡路大震災の際、神戸港ターミナルに置かれたコンテナが損壊し、FOB/CFR/CIF 契約をしていた輸出者に、大きな損害が発生した例があります）。尚、FOB/CFR/CIF 条件は、1 船積み/バラ積み品や大型貨物に適した条件です。

以上

INCOTERMS 2010 各条件の内容

1) いかなる単数/複数の輸送手段にも適した規則（航空貨物にも使用可）

取引条件		危険移転の時期	備考
EXW	工場渡	売主の施設又はその他の場所（倉庫等）で買主の処分に委ねられた時	
FCA	運送人渡	運送人に引渡された時 <u>（輸出地）</u>	
CPT	輸送費込	同上	FCA + 輸送費
CIP	輸送費保険料込	同上	FCA + 輸送費 + 保険料
DAT	ターミナル持込渡	指定ターミナルで荷おろし後、買主の処分に委ねられた時 <u>（輸入地）</u>	
DAP	仕向地持込渡	輸送手段の上で買主の処分に委ねられた時 <u>（輸入地）</u>	
DDP	関税込持込渡	同上	

2) 海上及び内陸水路輸送のための規則（航空貨物/船舶用コンテナ貨物には使用すべきでない）

取引条件		危険移転の時期	備考
FAS	船側渡	本船の船側に置かれた時 <u>（輸出地）</u> 、又は調達された時	
FOB	本船渡	本船の船上に置かれた時 <u>（輸出地）</u> *、又は調達された時**	
CFR	運賃込	同上	FOB + 運賃
CIF	運賃保険料込	同上	FOB + 運賃 + 保険料

（注）

* FOB/CFR/CIF条件の危険移転時点：

INCOTERMS 2000では、「本船のすりを越えた時」であったが、今回の改訂で「船上に置かれた時又は調達された時」となった。

** 「調達された時」

これは「洋上転売（航海中に転売がなされること）」等を意識したもので、既に本来の危険移転時期が過ぎている時点で締結された売買契約では、契約締結時（調達時）が危険の移転時期となるの意。

※ 11/18発行分より、斜線部「輸出地」と「輸入地」を追記しました。